37ページ４段目の４⑸②紙入札方式による入札における、「平成25年５月14日から平成25年５月16日午前12時までに持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。郵送による入札書の受領期限は、平成25年５月15日午後５時までに下記契約係宛て郵送すること。」を「平成25年５月17日から平成25年５月21日午前12時までに工事費内訳書と併せて下記契約係へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。郵送による入札書の受領期限は、平成25年５月20日午後５時までに下記契約係宛て郵送すること。」に変更します。

37ページ４段目の４⑸③開札における、「平成25年５月17日午前９時30分」を「平成25年５月22日午後１時30分」に変更します。

37ページ４段目の４⑹入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法における、「平成25年５月１日から平成25年５月16日（行政機関の休日は除く。）までの毎日、」を「平成25年５月１日から平成25年５月21日（行政機関の休日は除く。）までの毎日、」に変更します。

38ページ１段目の「６⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 A.M., 16 May, 2013, in case of submission by document : 12 : 00 A.M., 16 May, 2013, in case of submission by mail : 5 : 00 P.M., 15 May, 2013」を「６⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 A.M., 21 May, 2013, in case of submission by document : 12 : 00 A.M., 21 May, 2013, in case of submission by mail : 5 : 00 P.M., 20 May, 2013」に変更します。

**○第８号**

38ページ１段目の４⑸③開札における、「平成25年５月17日午前10時30分」を「平成25年５月22日午後２時30分」に変更します。

# 入札公示

## 公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成 25 年４月 30 日

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局

松本砂防事務所長　城ヶ﨑正人

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　20

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　信濃川上流域航空レーザー計測（その３）業務（電子入札対象案件）

⑶　業務内容　本業務は、信濃川上流域における土砂災害軽減のための砂防計画を立案するための基礎資料として地形データを取得するために航空レーザー測量を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

・航空レーザ計測　480㎢
・デジタル空中写真撮影　１式
・基盤地図情報の整備　１式
・データファイル作成　１式
・過年度レーザ測量データの統合処理　１式

⑷　履行期間　契約締結の翌日～平成26年２月28日

⑸　本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

⑹　本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑺　本業務は予定価格が1,000万円を超えた場合は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行を実施する業務である。

⑻　本業務は予定価格が1,000万円を超えた場合は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

２　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　参加表明書を提出しようとする者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業であること。

ア．単体企業

１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における平成25・26年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けているものであること。

３）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　入札参加者を指名するための基準　建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

⑶　参加表明書に関する要件

１）参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

ア．同種又は類似業務等の実績　参加表明書を提出する者は、平成15年度～24年度に元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した、下記［１］若しくは［２］の実績を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）

なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはしない。

［１］　同種業務：公共測量における航空レーザ測量（100㎢以上）

［２］　類似業務：公共測量における航空レーザ測量（100㎢未満）

イ．実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年９月５日付け国官技第142号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年９月26日付け国官技第126号）及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年３月28日付け国官技第361号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

ウ．国土交通省（北海道開発局、港湾空港関係事務に関することを除く）の過去２年間（平成22年度～23年度）に完了したＴＥＣＲＩＳに業務成績が登録された測量業務の平均評価点が、60点以上であること。

なお、当該期間の国土交通省発注業務の業務成績を評価できない場合は、この限りではない。

２）配置予定技術者の資格に対する要件は、以下のとおりとする。

以下のいずれかの資格を有する者とする。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（土地・建設産業局（旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は平成25年５月20日を予定する。

①　予定主任技術者及び予定担当技術者に求める資格　予定主任技術者及び予定担当技術者が以下の要件を満たしていない場合は、技術提案書の提出者として指名されない。

○予定主任技術者・・・・測量法に基づく測量士

○予定担当技術者・・・・測量法に基づく測量士又は測量士補

３）配置予定技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

①　予定主任技術者　予定主任技術者は、１）参加表明書の提出者に対する要件に示される実績を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）

ただし、管理（主任）技術者又は担当技術者として担当した業務とする。